

令和2年3月19日
四国電力株式会社

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金等の特別措置について

このたびの新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けており、一時的に電気料金の支払いが困難となっているお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等について特別措置を講じることとし、本日、経済産業大臣に申請し、同日認可を受けましたので、お知らせいたします。

特別措置の内容は、次のとおりです。

当社と電気需給契約があるお客さま

1. 対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けており、当社に対して一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申し出をいただいたお客さま

2. 特別措置の内容

令和2年3月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるもの）、4月分および5月分の電気料金の支払期日を原則として、各々1ヵ月間延長いたします。

3. 特別措置に関するお問い合わせ先

四国電力お客さまサポートセンター

TEL. 0120-459-410

電話受付時間 9:00～17:00

※土・日・祝日を除きます。

新電力をはじめとした電力会社さま

1. 特別措置の適用対象

当社と接続供給契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社管内の電気の利用者を需要者とする供給地点で、かつ、契約者*から当社に特別措置適用の申し出をされた供給地点

(注) *：新電力をはじめとした小売電気事業者をいいます。

2. 特別措置の内容

令和2年3月分(料金算定日が令和2年3月19日以降となるもの)、4月分および5月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を原則として、各々1ヵ月間延長いたします。

3. 特別措置に関するお問い合わせ先(新電力をはじめとした電力会社さま向け)

よんでんネットワークコールセンター

TEL. 0120-410-805

電話受付時間 9:00～17:00

※土・日・祝日を除きます。

以 上